

道路・公園・除雪

手稲区土木センター

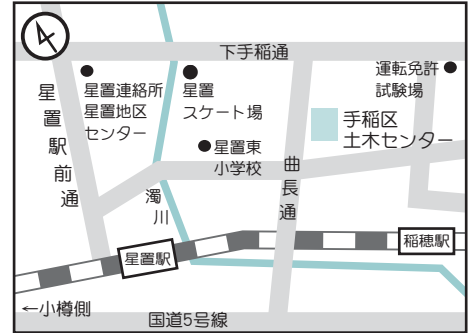
※区役所と別の庁舎
になっています

- ・道路、街路灯、公園の維持補修
- ・市道認定や市道占用許可
- ・除雪に関すること
- ・ロードヒーティング設置費の補助

【周辺位置図】

住所：曙5条5丁目
電話：681-4011

交通：ジェイ・アール北海道バス 81 82
「手稲区土木センター」下車



相談コーナー

区役所では、専門の相談員がさまざまな相談に応じています。相談は無料です。曜日や時間帯、予約方法については下表でご確認ください。

■ ■ 総務企画課広聴係 1階⑰番 ■ ■

- **行政相談**（行政相談委員）
国や道、公社・公団など市以外の役所の仕事に関する相談
月曜日 午後1時～4時
今まで金曜日に行っていた行政相談は4月から月曜日に変更になりました
- **交通事故相談**（交通事故相談員）
交通事故の示談、保険金請求などに関すること
木曜日 午前9時30分～午後4時
- **家庭生活相談**（家庭生活カウンセラー）
夫婦や親子など家庭内の悩みごと
火・水曜日 午前10時～午後4時
- **法律相談**（弁護士）—— 予約制
困りごと、争いごとの法律的見解、解決方法
毎月第1・3金曜日の午後のみ。当日の午前9時から電話で予約（☎681-2400）。先着8人、1人20分。
- **高齢者職業相談**（高齢者職業相談員）
定年退職後の方や高齢者の職業相談
月～金曜日 午前9時30分～午後4時

■ ■ 職業相談室 1階 ■ ■

- **高齢者職業相談**（高齢者職業相談員）
定年退職後の方や高齢者の職業相談
月～金曜日 午前9時30分～午後4時

※相談コーナーは正午から午後1時まで昼休みです。



▲家庭生活に関するご相談を幅広くお受けしています



▲一人で悩まずお早めに相談してください



▲国の仕事のことなどで困ったときは、ご相談ください



▲求人票の閲覧と職業紹介を行っています

「消費生活相談」と「国税相談」は
3月で終了しました

■ ■ 4月以降の相談窓口 ■ ■

- 「消費生活相談」～消費生活相談室
（北区北8西3 札幌エルプラザ2階 ☎728-2121）
- 「国税相談」～西税務署
（西区発寒4-1 ☎666-5111）